

2月16日(月)から3月16日(月)まで、所得税の確定申告に合わせて、市・県民税申告の受付を行います。確定申告の必要はないが平成26年中に課税所得があった方、扶養されている方で課税(所得)証明が必要な方などは、市・県民税の申告をしてください。

前年に市・県民税の申告をした方には、1月下旬に市・県民税申告書をお送りします。申告が必要な方で市・県民税申告書が届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。



課税課市民税係
995-1810

市・県民税の申告

【申告が必要な方】

1月1日(賦課期日)に当市に住民登録されていて、次の①～④のいずれかに該当する方。

- ①確定申告の必要はない(給与所得以外の所得や公的年金等以外の所得があるが20万円以下の方など)が、平成26年中の課税所得がある方
- ②平成26年中に所得がなかった方(ほかの方の配偶者・扶養控除の対象になっていない方)
- ③被扶養者などで、課税(所得)証明書が必要な方
- ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費などの所得控除の申告をする方

※所得税の確定申告をする方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

【持ち物】

- ①市・県民税申告書(届いた方)
- ②前年中の給与・年金の源泉徴収票(すべて)
- ③各種控除に必要な証明書など
- ④医療費控除を申告する方は、医療費の領収書

※保険などで補てんされた金額がある場合は、その金額が分かる書類もお持ちください。

※事前に医療費の集計を済ませておいてください。

- ⑤印鑑(認め印可)



【市・県民税申告の受付】

と き	ところ
2月16日(月)～3月16日(月) ※(土)・(日)を除く 9時～12時・13時～16時	市役所4階401会議室
2月27日(金) 9時～12時・13時～15時	須山支所2階大会議室

※2月13日(金)以前に申告書を提出することができます。市役所1階課税課に提出してください。

所得税の確定申告

平成26年分の所得税の確定申告の受付を2月16日(月)から3月16日(月)まで行います。今年の受付は、地区を指定しないので、期間中の都合のよい日にお越しください。確定申告の詳細は、2月1日号に掲載します。

【確定申告の受付】

と き	ところ
2月16日(月)～3月16日(月) ※(土)・(日)を除く 9時～12時・13時～16時	市役所4階401会議室
2月27日(金) 9時～12時・13時～15時	須山支所2階大会議室

※番号札を8時30分から配布します。

※混雑時には、午前中に会場に来て、受付が午後になることがあります。